

事務連絡
令和3年11月1日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 課長補佐
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐
下水道企画課企画指導室 課長補佐
流域管理官付 課長補佐

下水道法に基づく事業計画の公表について

国土交通省では、官民連携の一層の推進など下水道事業の持続的な発展に向け、事業内容や財政に関する情報の「見える化」を推進するために、平成29年度より、各下水道管理者より提供いただいた下水道法に基づく事業計画を「下水道全国データベース」(<http://g-ndb.jp/portal/>) 上で公表しています。また、各下水道管理者においては、各々のホームページ上等での公表を検討していただいているところです。

今般、令和3年5月10日に公布された下水道法の改正に伴い、「浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画降雨）」の追加など事業計画の記載事項の見直しを行いました。

つきましては、各下水道管理者において、情報の「見える化」の観点から、事業計画について各々のホームページ上等で公表していただきますよう改めてお願いいたします。

なお、各都道府県においては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、周知徹底方をお願いします。

事務連絡
令和3年11月1日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

都市下水路の^の樋門又は^の樋管の点検記録の保存について

令和3年10月29日に公布された下水道法施行令の改正により、都市下水路に係る維持管理の基準に河川等から逆流を防止するために設けられる^の樋門又は^の樋管（以下「樋門等」という）の点検頻度を追加したところです。

各地方公共団体においては、当該基準を参考し、都市下水路の維持管理の基準に関して必要な技術上の基準を条例で定めた場合にあっては、^の樋門等の点検を行った際、下記に掲げる事項を記録するとともに、これを次に点検を行うまでの期間保存し、^の樋門等の機能を十分に維持するように努めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県においては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、周知徹底方をお願いします。

記

- 1 点検の年月日
- 2 点検を実施した者の氏名
- 3 点検の結果（その作動状況の確認の結果を含む。）

以上

各都道府県下水道主管部長 殿
各政令指定都市下水道主管局長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
流域管理官
(公印省略)

各地方整備局長
北海道開発局長 経由
沖縄総合事務局長

都道府県知事
政令指定市長 殿

国土交通省水管理・国土保全局長

雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）、
下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）の改訂について

今般、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」による下水道法（昭和33年法律第79号）改正により、同法第5条において、浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨として計画降雨が事業計画の記載事項に追加され、当該部分について、令和3年11月1日に施行されたところ。これに対応し、事業計画との関係等について「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」を改訂したので、今後、これを参考に対応されたい。

また、気候変動に伴う降水量の増大を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実による総合的な浸水対策を推進するため、下水道浸水被害軽減総合事業の拡充内容等を反映し、「下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）」を改訂したので、今後、これを参考に対応されたい。

なお、都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知いただくようお願いする。

下水道法に基づく事業計画の運用について

令和3年5月10日に公布された下水道法（以下「法」という。）の改正に伴い、法第4条又は第25条の23に基づく事業計画の運用について下記のとおり定めるので遺漏のないように取り計らわれたい。都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 事業計画の策定又は変更に当たって留意すべき事項

(1) 水処理施設関係

① 計画放流水質と処理方法

水処理施設の構造は、下水道法施行令（以下「令」という。）第5条の5第1項第2号に基づき同号の表の上欄に掲げる計画放流水質の区分に応じてそれぞれ同号の表の下欄に掲げる方法又は当該方法と同程度以上に下水を処理することができる方法により下水を処理する構造とする必要がある。

この際、同号の表の下欄に掲げる方法以外の方法については、該当する区分を次のとおりとする。

イ 【別添1】の整理に基づく【別表1】に記載する方法については、記載方法ごとに記載する区分に該当するものとする。

また、今後別途通知する方法により評価を得た方法については、順次、【別表1】に追加するものとする。

ロ 【別表1】に掲載した方法以外の方法については、【別添2】のとおりとする。なお、令第5条の5第1項第2号の表に掲げる方法及び【別表1】に掲げる方法を別の区分の方法として採用する場合も同様の扱いとする。

これらを踏まえて、事業計画に計画放流水質に応じて適切な処理方法が定められている必要がある。

② その他

水処理施設の構造は、令第5条の5第1項第1号に基づき、水素イオン濃度、大腸菌群数、浮遊物質量の各項目についてそれぞれ令第6条第1項第1号から第3号に掲げる放流水質基準に適合するよう下水を処理する性能を有する構造とする必要がある。このため、必要な処理施設が選定されていること及び放流水の水質が当該基準に適合していることがわかるよう事業計画に記載することとする。

(2) 合流式下水道の改善（構造基準と事業計画）

① 令第5条の4第1号に基づき、雨水吐については適切な高さの堰の設置その他の措置が講ぜられていることが必要であるが、汚濁負荷量の削減目標は、合流式下水道の改善に係る全体計画における年間総流出BOD負荷量が当該合流式下水道を分流式に置き換えた時と同程度以下になるよう留意されたい。

② 令第5条の4第2号に基づき、雨水吐についてきょう雜物の流出を最小限度のものとするためにスクリーンの設置等の措置を講じる必要があるため、措置内容について事業計画に記載することとする。

(3) 事業計画への反映時期

改正された事業計画の内容及び様式については、法施行後、各下水道管理者が事業計画を策定又は変更する際に反映させること。

2. 公共下水道の事業計画について

(1) 事業計画書等の作成

① 予定処理区域調書

雨水公共下水道については、規則第4条柱書きの別記様式第2第1表の予定処理区域調書において、「摘要」の欄に「雨水公共下水道」と記載することとする。

② 管渠調書

規則第4条柱書きの別記様式第2第4表及び別記様式第3第4表の管渠調書は、次のとおりとする。

イ 同一の断面形状を有する管渠については、「主要な管渠の内り寸法」の欄に、処理区又は処理分区（以下「処理区等」という。）ごとに、当該処理区等における主要な管渠の最大内り寸法と最小内り寸法を記載し、同表「延長」の欄に、当該処理区等における主要な管渠の総延長を記載することも可能とする。なお、最大内り寸法及び最小内り寸法は同一の断面形状の管渠において最大の断面積及び最小の断面積を有するものの寸法とする。

ロ 「点検箇所の数」の欄は、主要な管渠における令第5条の12第1項第3号に基づく点検を行うためのマンホールの数を記載することとする。

③ 下水道計画一般図

規則第4条第1号の下水道計画一般図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺5万分

の1以上の地形図とする。

- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 予定処理区域の境界線並びに処理区等の境界線及び名称
- ハ 雨水の流入する区域の境界線
- ニ 事業計画に計画降雨が定められている場合には、処理区等ごとの計画降雨
- ホ 一の処理区等に係る計画降雨が二以上あるときは、それぞれの計画降雨に係る地区の名称及びその境界線
- ヘ 主要な管渠のうち骨格となる管渠の位置及び名称、吐口の位置並びに下水の放流先の名称
- ト 処理施設（流域関連公共下水道にあっては流域下水道との接続点）及びポンプ施設の位置及び名称
- チ 流域関連公共下水道にあっては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道のうち、当該流域関連公共下水道から流入する下水を排除する排水施設及びポンプ施設並びに処理施設の位置並びに名称
- リ 市街化区域（市街化区域を定めていない場合にあっては既成市街地及び市街化が予想される区域とする。）の境界線
- ヌ 放流水の影響があると推定される水域につき水質環境基準が定められている場合には、当該水質環境基準の類型、類型指定区間の範囲並びに水質基準点の位置及び名称
- ル 当該水域の利水の状況（利水地点等）
- ヲ 既に設置された公共下水道により下水の排除が可能である区域の境界線
- ワ 方位、縮尺及び凡例

④ 計画降雨浸水防止区域図

規則第4条第2号の計画降雨浸水防止区域図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺1万5千分の1以上の地形図とする。

- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 予定処理区域の境界線並びに処理区等の境界線及び名称
- ハ 雨水の流入する区域の境界線
- ニ 一の処理区等に係る計画降雨が二以上あるときは、それぞれの計画降雨に係る地区の名称及びその境界線
- ホ 計画降雨に相当する降雨による浸水被害の発生を防ぐべき区域及び水深
- ヘ 方位、縮尺及び凡例

⑤ 主要な管渠の平面図

規則第4条第3号の主要な管渠の平面図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺5千分の1以上の平面図とする。

- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 雨水の流入する区域の境界線
- ハ 予定処理区域の境界線並びに処理区等の境界線及び名称
- ニ 等高線

- ホ 主要な管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、縦断面図との対照番号及び区間距離並びに下水の流れの方向
- ヘ 令第5条の12第1項第3号に基づく点検を行うためのマンホールの位置
- ト 主要な管渠を補完する貯留施設の位置、形状、能力、当該貯留施設への下水の流れの方向及び貯留施設からの下水の流れの方向
- チ 主要な管渠の排水区画割
- リ 吐口の位置及び名称、樋門又は樋管の名称並びに下水の放流先の名称
- ヌ 处理施設及びポンプ施設の敷地境界線及び名称
- ル 予定処理区域内の主な道路、河川、鉄道等の位置及び名称
- ヲ 流域関連公共下水道にあっては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道のうち当該流域関連公共下水道から流入する下水を排除する管渠の位置、形状、内のり寸法及び区間距離、下水の流れの方向
- ワ 既設の管渠の位置及び既設の管渠により下水の排除が可能である区域の境界線
- カ 方位、縮尺及び凡例
- ⑥ 主要な管渠の縦断面図
- 規則第4条第3号の主要な管渠の縦断面図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺縦2百分の1以上、横5千分の1以上の縦断面図とする。
- イ 主要な管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、平面図との対照番号、区間距離、追加距離、管渠底高及び土かぶり
 - ロ 地盤面の位置及び地盤高
 - ハ マンホールの位置
 - ニ 流入管渠の位置、形状、内のり寸法、管渠底高及び番号
 - ホ 下水の放流先の名称、高水位、低水位及び平水位
 - ヘ 河川、地下鉄、地下道等の管渠を横断する主要な施設の位置及び名称
 - ト 流域関連公共下水道にあっては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道のうち、当該流域関連公共下水道から流入する下水を排除する排水施設及びポンプ施設並びに処理施設の位置、形状並びに名称
 - チ 縮尺、凡例及び基準地盤高と東京湾中等潮位の関係
- ⑦ 処理施設及びポンプ施設の平面図、水位関係図及び構造図
- (i) 平面図
- 規則第4条第4号の処理施設及びポンプ施設の平面図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺2千分の1以上の平面図とする。
- イ 処理施設及びポンプ施設の名称及び敷地の境界線
 - ロ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、寸法及び名称
 - ハ 既設の処理施設又はポンプ施設の位置
 - ニ 方位、縮尺及び凡例
- (ii) 水位関係図
- 規則第4条第4号の処理施設及びポンプ施設の水位関係図は少なくとも次に掲げる事項を

- 記載した縮尺縦2百分の1以上、横2千分の1以上の断面図とする。
- イ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、天端、底高及び名称
 - ロ 下水の時間最大水量に対する最高水位
 - ハ ポンプ室の床高
 - ニ 地盤面の位置及び地盤高
 - ホ 下水の放流先の名称、計画高水位（計画高水位がない場合は既往最高水位）低水位及び平水位
 - ヘ 縮尺及び基準地盤面と東京湾中等潮位との関係
- (iii) 構造図
- 規則第4条第4号の処理施設及びポンプ施設の構造図は少なくとも次の事項を記載した縮尺5百分の1以上の平面図、断面図、その他の図面とする。
- イ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の形状、寸法、配置及び名称
 - ロ 縮尺
- ⑧ 下水の放流先の状況を明らかにする図面
- 規則第4条第5号の下水の放流先の状況を明らかにする図面は、下水道計画一般図により表示することとする。
- ⑨ その他の書類及び図面
- 規則第4条第6号のその他の書類及び図面には施設の設置及び機能の維持に関する中長期的な方針を示す次の書類を含むものとする。
- イ 施設の設置に関する方針（様式1）
- 「施設の設置に関する方針」には、事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連して、施設の整備水準の現状及び中長期目標、事業の重点化・効率化の方針、中期目標を達成するための主要な事業を、主要な施策ごとに記載する。
- 主要な施策については、事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連する施設を記載することとし、「汚水処理」「浸水対策」「耐水化」「耐震化」「高度処理」「合流式下水道の改善」「汚泥の再生利用」等に分けて記載する。
- 整備水準については、現在の水準、概ね10年後の目標（中期目標）、最終的な目標（長期目標）に分けて記載する。
- 事業の重点化・効率化の方針としては、事業実施の優先順位の考え方や人口減少等を踏まえた施設規模の見直し、施設の統廃合、ハード・ソフトによる総合的な取組等を記載する。
- ロ 施設の機能の維持に関する方針（様式2）
- 「施設の機能の維持に関する方針」として、主要な施設の劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画、当該点検・調査の診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準及び改築事業の概要、施設の長期的な改築の需要見通しを記載する。
- ⑩ 令第4条各号に掲げる事項を記載した書類には、これらの事項のほか、これらの事項を明らかにし、又はこれらの事項を補足する次に掲げる事項を記載し、又は添付すること。
- (i) 令第4条第1号の予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地の用途については、

- イ 予定処理区域及びその決定の理由
 管渠、処理施設及びポンプ場の位置の決定の理由
- (ii) 令第4条第2号の計画下水量及びその算出の根拠については、
 イ 人口及び人口密度並びにこれらの推定の根拠
 一人一日当たりの汚水の量及びその推定の根拠
 ハ 家庭下水、工場排水、地下水等の量及びこれらの推定の根拠
- ニ 降雨量（計画降雨を定めている場合は計画降雨。）及びその決定の理由（降雨強度公式及び主要な浸水被害の状況を含む。）
 ホ 流出係数及びその決定の理由（計画に貯留・浸透施設による下水管渠への流入抑制を見込んでいる場合はその根拠を含む。）
 ヘ 主要な管渠の流量計算及びポンプ場の容量計算
- (iii) 令第4条第3号の公共下水道からの放流水及び処理施設において処理すべき、又は流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠については、
 イ 一般家庭下水の予定水質、汚濁負荷量及びその推定の根拠
 工場排水の取扱い方針及び受け入れ工場排水の予定水質及び汚濁負荷量並びにその推定の根拠
 ハ 除害施設設置基準及びその決定の理由
 ニ 処理の対象外とする工場及び対象外とする理由
 ホ 計画放流水質及びその算定根拠
 ヘ 処理方法並びに各処理施設における計画汚濁負荷量及びその決定の理由
 ト 処理施設の容量計算
 チ 合流式下水道の改善に係る全体計画における主要な施設の概要、年間総流出 BOD 負荷量、当該合流式下水道を分流式に置き換えた場合の年間総流出 BOD 負荷量並びにその算定根拠
 リ BOD、T-N、T-P に係る処理方法で令第5条の5第1項第2号の表に掲げる方法及び別表1に掲げる方法以外の処理方法を事業計画に位置づける場合は、【別添2】で定める評価方法に基づき評価した結果
- (iv) 令第4条第4号の下水の放流先の状況については、
 イ 下水の放流先の平水位及び低水位、低水量の現状及び将来の見通し並びに名称
 下水の放流先の現状水質及び測定時の流量並びに水質環境基準が定められている場合は当該水質環境基準の類型
 ハ 下水の放流先近傍における水利用の現況及びその見通し
 ニ 下水処理による水質の向上の見通し
 ただし、イ、ロ、ニについては、流域別下水道整備総合計画が定められている場合には不要である。
- (v) 令第4条第5号の毎会計年度の工事費（維持管理に要する費用を含む。）の予定額及びその予定財源については、下水道事業に関する財政計画書とする。（様式3）
- (2) 事業計画の変更
- ① 事業計画の変更の書類（事業計画書、添付書類、図面）は、その変更の内容（変更の理由を含む。）を明らかにするために必要な限度において記載することもって足り、その変更に關係のない部分については、改めて記載することを要しない。
 ② 事業計画書は、変更後の内容を黒で、変更前の内容を赤で併記すること。
3. 流域下水道の事業計画について
- (1) 事業計画書等の作成
- ① 管渠調査
 規則第18条書きの別記様式第16第4表の管渠調査において、「点検箇所の数」の欄は、令5条の12第1項第3号に基づく点検を行うためのマンホールの数を記載することとする。
- ② 下水道計画一般図
 規則第18条第1号の下水道計画一般図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺5万分の1以上の地形図とし、できる限り一面とすること。
 イ 市区町村名及びその境界線
 流域関連公共下水道の予定処理区域並びに処理分区の境界線及び名称
 ハ 事業計画に計画降雨が定められている場合には、処理分区ごとの計画降雨
 ニ 一の処理分区に係る計画降雨が二以上あるときは、それぞれの計画降雨に係る地区的名称及びその境界線
 ホ 管渠の位置及び名称、吐口の位置並びに下水の放流先の名称
 ヘ 処理施設及びポンプ施設の位置及び名称
 ト 流域関連公共下水道との接続箇所の位置
 チ 市街化区域（市街化区域を定めていない場合にあっては既成市街地及び市街化が予想される区域とする。以下同じ。）の境界線
 リ 放流水の影響があると推定される水域につき水質環境基準が定められている場合には、当該水質環境基準の類型、類型指定区間の範囲並びに水質基準点の位置及び名称
 ヌ 当該水域の利水の状況（利水地点等）
 ル 方位、縮尺及び凡例
- ③ 計画降雨浸水防止区域図
 規則第18条第2号の計画降雨浸水防止区域図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺1万5千分の1以上の地形図とする。
 イ 市区町村名及びその境界線
 流域関連公共下水道の予定処理区域の境界線並びに処理分区の境界線及び名称
 ハ 雨水の流入する区域の境界線
 ニ 一の処理分区に係る計画降雨が二以上あるときは、それぞれの計画降雨に係る地区的名称及びその境界線
 ホ 計画降雨に相当する降雨による浸水被害の発生を防ぐべき区域及び水深
 ヘ 方位、縮尺及び凡例
- ④ 排水施設の平面図

規則第 18 条第 3 号の排水施設の平面図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺 1 万分の 1 以上の平面図とする。

- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 流域関連公共下水道の予定処理区域の境界線
- ハ 流域関連公共下水道との接続箇所の位置並びに当該流域関連公共下水道の処理分区の境界線及び名称
- ニ 等高線
- ホ 管渠の位置、形状、内り寸法、勾配、縦断図面との対照番号及び区間距離並びに下水の流れの方向
- ヘ 令第 5 条の 12 第 1 項第 3 号に基づく点検を行うためのマンホールの位置
- ト 主要な管渠を補完する貯留施設の位置、形状、能力、当該貯留施設への下水の流れの方向及び貯留施設からの下水の流れの方向
- チ 吐口の位置及び名称、樋門又は樋管の名称並びに下水の放流先の名称
- リ 処理施設及びポンプ施設の位置及び名称
- ヌ 流域関連公共下水道の予定処理区域内の主な道路、河川、鉄道等の位置及び名称
- ル 市街化区域の境界線
- ヲ 放流水の影響があると推定される水域につき水質環境基準が定められている場合には、当該水質環境基準の類型、類型指定区間の範囲並びに水質基準点の位置及び名称
- ワ 流域下水道の既設の排水施設の位置及び既設の流域関連公共下水道の排水施設により下水の排除が可能である区域の境界線
- カ 方位、縮尺及び凡例

⑤ 排水施設の縦断面図

規則第 18 条第 3 号の排水施設の縦断面図は、次に掲げる事項を記載した縮尺縦 2 百分の 1 以上、横 1 万分の 1 以上の縦断面図とする。

- イ 管渠の位置、形状、内り寸法、勾配、平面図との対照番号、区間距離、追加距離、管渠底高及び土かぶり
- ロ 地盤面の位置及び地盤高
- ハ マンホールの位置
- ニ 流入管渠の位置、形状、内り寸法、管渠底高及び番号
- ホ 下水の放流先の名称、計画高水位（計画高水位がない場合は既往最高水位）低水位及び平水位
- ヘ 河川、地下鉄、地下道等管渠を横断する主要な施設の位置及び名称
- ト 縮尺、凡例及び基準地盤面と東京湾中等潮位との関係

⑥ 処理施設及びポンプ施設の平面図、水位関係図及び構造図

(i) 平面図

規則第 18 条第 4 号の処理施設及びポンプ施設の平面図は、少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺 2 千分の 1 以上の平面図とする。

- イ 処理施設及びポンプ施設の名称及び敷地の境界線

ロ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、寸法及び名称

- ハ 既設の処理施設又はポンプ施設の位置
- ニ 方位、縮尺及び凡例

(ii) 水位関係図

規則第 18 条第 4 号の処理施設及びポンプ施設の水位関係図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺縦 2 百分の 1 以上、横 2 千分の 1 以上の断面図とする。

- イ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、天端、底高及び名称
- ロ 下水の時間最大水量に対する最高水位
- ハ ポンプ室の床高
- ニ 地盤面の位置及び地盤高
- ホ 下水の放流先の名称、計画高水位（計画高水位がない場合は既往最高水位）低水位及び平水位
- ヘ 縮尺、基準地盤面と東京湾中等潮位との関係

(iii) 構造図

規則第 18 条第 4 号の処理施設及びポンプ施設の構造図は少なくとも次の事項を記載した縮尺 5 百分の 1 以上の平面図、断面図その他の図面とする。

- イ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の形状、寸法、配置及び名称
 - ロ 縮尺
- ⑦ 下水の放流先の状況を明らかにする図面
規則第 18 条第 5 号の下水の放流先の状況を明らかにする図面は、下水道計画一般図により表すこととする。
- ⑧ その他の書類及び図面
規則第 18 条第 6 号のその他の書類及び図面には施設の設置及び機能の維持に関する中長期的な方針を示す次の書類を含むものとする。

イ 施設の設置に関する方針（様式 1）

「施設の設置に関する方針」には、事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連して、施設の整備水準の現状及び中長期目標、事業の重点化・効率化の方針、中期目標を達成するための主要な事業、主要な施策ごとに記載する。

主要な施策については、事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連する施策を記載することとし、「汚水処理」「浸水対策」「耐水化」「耐震化」「高度処理」「合流式下水道の改善」「汚泥の再生利用」等に分けて記載する。

整備水準については、現在の水準、概ね 10 年後の目標（中期目標）、最終的な目標（長期目標）に分けて記載する。

事業の重点化・効率化の方針としては、事業実施の優先順位の考え方や人口減少等を踏まえた施設規模の見直し、施設の統廃合、ハード・ソフトによる総合的な取組等を記載する。

ロ 施設の機能の維持に関する方針（様式 2）

「施設の機能の維持に関する方針」として、主要な施設の劣化・損傷を把握するための

- 点検・調査の計画、当該点検・調査の診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準及び改築事業の概要、施設の長期的な改築の需要見通しを記載する。
- ⑨ 令第 17 条の 7 各号に掲げる事項を記載した書類には、これらの事項のほか、これらの事項を明らかにし、又はこれらの事項を補足する次に掲げる事項を記載し、又は添付すること。
- (i) 令第 17 条の 7 第 1 号の流域関連公共下水道の予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況については、
 イ 流域関連公共下水道の予定処理区域及びその決定の理由
 ロ 管渠、処理施設及びポンプ場の位置の決定の理由
- (ii) 令第 17 条の 7 第 2 号の計画下水量及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の量並びにその算出の根拠については、
 イ 人口及び人口密度並びにこれらの推定の根拠
 ロ 一人一日当たりの汚水の量及びその推定の根拠
 ハ 家庭下水、工場排水、地下水等の量及びこれらの推定の根拠
 ニ 降雨量（計画降雨を定めている場合は計画降雨。）及びその決定の理由（降雨強度公式及び主要な浸水被害の状況を含む。）
 ホ 流出係数及びその決定の理由（計画に貯留・浸透施設による下水管渠への流入抑制を見込んでいる場合はその根拠を含む。）
 ヘ 管渠及びポンプ場の流量計算及び容量計算
- (iii) 令第 17 条の 7 第 3 号の流域下水道からの放流水及び処理施設において処理すべき、下水及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠については、
 イ 一般家庭下水の予定水質、汚濁負荷量及びその推定の根拠
 ロ 工場排水の取扱方針及び受け入れ工場排水の予定水質及び汚濁負荷量並びにその推定の根拠
 ハ 流域関連公共下水道に係る除害施設の設置基準及びその決定の理由
 ニ 処理の対象外とする工場及び対象外とする理由
 ホ 計画放流水質及びその算定根拠
 ヘ 処理方法並びに各処理施設における計画汚濁負荷量及びその決定の理由
 ト 処理施設の容量計算
 チ 合流式下水道の改善に係る全体計画における主要な施設の概要、年間総流出 BOD 負荷量、当該合流式下水道を分流式に置き換えた場合の年間総流出 BOD 負荷量並びにその算定根拠
 リ BOD、T-N、T-P に係る処理方法として令第 5 条の 5 第 1 項第 2 号の表に掲げる方法及び別表 1 に掲げる方法以外の処理方法を事業計画に位置づける場合は、【別添 2】で定める評価方法に基づき評価した結果
- (iv) 令第 17 条の 7 第 4 号の下水の放流先の状況については、
 イ 下水の放流先の平水位及び低水位、低水量の現状及び将来の見通し並びに名称
 ロ 下水の放流先の現状水質及び測定時の水質環境基準が定められている場合には当該水質

環境基準の類型

- ハ 下水の放流先近傍における水利用の現況及びその見通し
 ニ 下水処理による水質の向上の見通し
 ただし、イ、ロ、ニについては、当該下水道事業に係る流域別下水道整備総合計画が定められている場合は不要である。
- (v) 令第 17 条の 7 第 5 号の毎会計年度の工事費（維持管理に要する費用を含む。）の予定額及びその予定財源については、流域下水道事業に関する財政計画書とする。（様式 3）
- (vi) 令第 17 条の 7 第 6 号の関係市町村の意見の概要については当該計画に関する意見書とする。
- (2) 事業計画の変更
- ① 事業計画の変更の書類（事業計画書、添付書類、図面）は、その変更の内容（変更の理由を含む。）を明らかにするために必要な限度において記載することをもって足り、その変更に關係のない部分については、改めて記載することを要しない。
- ② 事業計画書は、変更後の内容を黒で、変更前の内容を赤で併記すること。

附 則

（施行期日）

- 1 本運用は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。
 2 「下水道法に基づく事業計画の運用について」（平成 27 年 11 月 19 日付け国水下事第 80 号）は、廃止する。

別表1

【別添1】処理方法と計画放流水質の区分について

1. 令第5条の5第1項第2号の表の各区分に掲げる方法と同程度に下水を処理することができる方法は、区分ごとに以下のとおりとする。

- ①BOD(mg/l) : 10 を超え 15 以下

- ・オキシデーションディッパー
 - ・長時間エアレーション法
 - ・回分式活性汚泥法
 - ・酸素活性汚泥法
 - ・好気性ろ床法
 - ・接触酸化法

- ②BOD(mg/l) : 10 を超え 15 以下、T-N(mg/l) : 20 以下

- ・硝化内生脱窒法
 - ・ステップ流入式多段硝化脱窒法
 - ・高度処理オキシデーションディッチ法

2. 上記整理を踏まえ、処理方法と適合する計画放流水質区分の関係は、別表1のとおりである。

【別添2】

令第5条の5第1項第2号の表の各区分に掲げる方法及び別表1に掲げる方法以外の処理方法については、以下の評価方法に基づき区分を決定するものとする。

1. 既存施設に関する評価方法

- 既存施設を「BOD(mg/l)：10を超える15以下」の区分とする場合は、別表2「評価1」とおりとする。なお、既存施設を処理方法の変更を行わず、増設、改築する場合も同様とするが、既に既存施設が評価を受けている場合は改めて評価を受ける必要はない。
 - 既存施設を「BOD(mg/l)：10を超える15以下」の区分以外の区分とする場合は、別表2「評価2」とおりとする。なお、既存施設を処理方法の変更を行わず、増設、改築する場合も同様とするが、既に既存施設が評価を受けている場合は改めて評価を受ける必要はない。

2. 新設施設（既存施設を処理方法の変更を行わず増設する場合を除く。以下同じ。）に関する評価方法

- ・新設施設において、既に他処理場で実績のある方法を「BOD(mg/l) : 10 を超え 15 以下」の区分とする場合は、別表2「評価3」とおりとする。
 - ・新設処理場において、既に他処理場で実績のある方法を「BOD(mg/l) : 10 を超え 15 以下」の区分以外の区分とする場合は、別表2「評価4」とおりとする。
 - ・新設施設において、実績のない方法を採用する場合は、別表2「評価5」とおりとする。

計画放流水質 (単位 m g / L)	酸素要求化学量	一〇以下				一〇を超え				一五以下			
		窒素含有量	一〇以下	一〇を超え	二十以下	一〇以下	一〇を超え	二十以下	一〇以下	一〇以下	三以下	三以下	一〇以下
處理方法	燐含有量	〇・五以下	一〇以下	一〇を超え	一〇以下	一〇以下	一〇以下	一〇以下	一〇以下	一〇以下	三以下	三以下	一〇以下
標準活性汚泥法等 ^{注1)}													◎
急速濾過法を併用											◎		◎
凝集剤を添加											○		○
凝集剤を添加、急速濾過法を併用										○	○		○
循環式硝化脱窒素法等 ^{注2)}												◎	○
有機物を添加												○	○
急速濾過法を併用										◎	○	○	○
凝集剤を添加										○	○	○	○
有機物を添加、急速濾過法を併用							◎	○	○	○	○	○	○
有機物を添加、凝集剤を添加								○	○	○	○	○	○
凝集剤を添加、急速濾過法を併用						○	○	○	○	○	○	○	○
有機物及び凝集剤を添加、急速濾過法を併用			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
嫌気好気活性汚泥法												○	○
急速濾過法を併用										◎	○		○
凝集剤を添加											○		○
凝集剤を添加、急速濾過法を併用									◎	○	○		○
嫌気無酸素好気法											○	○	○
有機物を添加											○	○	○
急速濾過法を併用									○	○	○	○	○
凝集剤を添加									○	○	○	○	○
有機物を添加、急速濾過法を併用							○	○	○	○	○	○	○
有機物を添加、凝集剤を添加								○	○	○	○	○	○
凝集剤を添加、急速濾過法を併用							○	○	○	○	○	○	○
有機物及び凝集剤を添加、急速濾過法を併用						○	○	○	○	○	○	○	○
循環式硝化脱窒素型膜分離活性汚泥法									○	○	○	○	○
凝集剤を添加							○	○	○	○	○	○	○

注1)標準活性汚泥法等とは、以下の7つの方法を指す。

標準活性汚泥法、オキシデーションディッチ法、長時間エアレーション法、回分式活性汚泥法、酸素活性汚泥法、好気性ろ床法、接触酸化法

注2)循環式硝化脱窒法等とは、以下の4つの方法を指す。
循環式硝化脱窒法、硝化内生脱窒法、ステップ流入式多段硝化脱窒法、高度処理オキシデーション

ンディッシュ法

注3)◎は、令第5条の6第1項第3号に示された処理法を指す。

(様式1) 施設の設置に関する方針

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準				事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考
	指標等	現在 (令和〇年度末)	中期目標 (令和〇年度末)	長期目標			
汚水処理							
浸水対策							
耐水化							
耐震化							
高度処理							
合流式下水道の改善							
汚泥の再生利用							
その他							

別表2

項目	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5
実証実験実施場所	運転する1年間以上 実施設	運転する1年間以上 実施設	運転する1年間以上 実施設	運転する1年間以上 実施設またはハイロットフ ラント	運転する1年間以上 ハイロットフラント
流入水量	実施設	不開設計値の1／2未満の 場合は、1／2以上に達し た時点で再評価を実施	設計値の1／2以上	設計値の1／2以上	設計値
流入水質	ハイロットフラント	当該箇所の水質	当該箇所の水質	当該箇所の水質	当該箇所の水質
測定頻度	測定項目	日間平均:月2回以上	日間平均:月2回以上	日間平均:月2回以上	日間平均:月2回以上
放流水質	測定項目	水温、pH、BOD、SS	水温、pH、BOD、SS 必要に応じて、T-N、T-P	水温、pH、BOD、SS 必要に応じて、T-N、T-P	水温、pH、BOD、SS 必要に応じて、T-N、T-P
測定頻度	測定項目	日間平均:月2回以上 日間変動:時間変動3ヶ月 に1回以上	日間平均:月2回以上 日間変動:時間変動3ヶ月 に1回以上	日間平均:月2回以上 日間変動:時間変動3ヶ月 に1回以上	日間平均:月2回以上 日間変動:時間変動3ヶ月 に1回以上
外部評価	評価方法	水温、pH、BOD、SS T-N、T-Pを評価する場合 (T-N、T-P)	水温、pH、BOD、SS T-N、T-Pを評価する場合 (T-N、T-P)	水温、pH、BOD、SS T-N、T-Pを評価する場合 (T-N、T-P)	水温、pH、BOD、SS T-N、T-Pを評価する場合 (T-N、T-P) 外部評価委員会が要求す る項目
外部評価	評価方法	不要 測定した放流水質の日間 平均値が設定しようとする 計画放流水質を超えない こと	不要 測定した放流水質の日間 平均値が設定しようとする 計画放流水質を超えない こと	不要 測定した放流水質の日間 平均値が設定しようとする 計画放流水質を超えない こと	必要 測定した放流水質の日間 平均値が設定しようとする 計画放流水質を超えない こと かつ、外部評価委員会の 評価を受けること

(様式 2) 施設の機能の維持に関する方針

a) 主要な施設に係る主な措置

i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検・調査の計画
管渠施設	
汚水・雨水ポンプ施設	
水処理施設	
汚泥処理施設	

ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	
汚水・雨水ポンプ施設	
水処理施設	
汚泥処理施設	

iii) 改築事業の概要（令和〇〇年度～令和〇〇年度）

主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	
汚水・雨水ポンプ施設	
水処理施設	
汚泥処理施設	

b) 施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し (年当たりの概ねの事業規模の試算)	試算年次	試算の前提条件

(様式 3) 財政計画書

(単位：千円)

年 次	イ 経費の部					起債元利 償還費	維持 管理費	その他の 合計			
	建設改良費										
	管渠	ポンプ場	処理場	計	うち用地費						
〇〇年度											
合 計											

記載要領

- 流域関連公共下水道は、「建設改良費」の欄に建設費負担金、「維持管理費」の欄に管理運営費負担金を含む。
- 「起債元利償還費」の欄には、企業債取扱諸費を含む。

(単位：千円)

年 次	ロ 財源の部										合計	
	建設改良費						維持管理費及び起債元利償還費					
	国費	起債	格會計 緑入金	受益者 負担金	その他	計	下水道 使用料	格會計 緑入金	その他	計		
〇〇年度												
合 計												

下水道使用料 関連事項	接続率：〇% (〇年度：初年度) → 〇% (〇年度：最終年度) 講じる対策：
	有収率：〇% (〇年度：初年度) → 〇% (〇年度：最終年度) 講じる対策：
	その他の講じる対策：

記載要領

- 「建設改良費」の「その他」の欄には、工事費負担金、都道府県補助金等を記載する。なお、流域下水道は建設費負担金を含んで記載する。
- 「維持管理費及び起債元利償還費」の「その他」の欄には、都道府県補助金、積立金取り崩し額等を記載する。なお、流域下水道は管理運営費負担金を含んで記載する。
- 下水道使用料については、最近の有収水量の動向、国立社会保障・人口問題研究所等による人口・世帯数の見通し、企業立地の見通し等を踏まえた上で算定すること。
- 「下水道使用料関連事項」の「講じる対策」の記載にあたっては、「下水道経営改善ガイドライン（平成 26 年 6 月、国土交通省・（公社）日本下水道協会）」等も必要に応じ参照すること。
- 「下水道使用料関連事項」の「その他の講じる対策」の欄には、例えば、下水道使用料の見直し検討や徴収対策の取組について記載する。

国水下流第12号
令和3年11月1日

国水下事第30号
令和3年11月1日

都道府県下水道担当部長
指定都市下水道担当局長 殿
(以上地方整備局等
下水道事業担当部長等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課長

下水道法に基づく事業計画の協議等において提出する書類の取扱について
(技術的助言)

「令和3年の地方分権改革に関する提案募集」において、下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく下水道事業計画の協議及び都市計画法（昭和43年法律第10号）に基づく下水道に関する都市計画事業の認可に係る資料について、電子媒体による提出を可能とすることについて提案があったことを踏まえ、下水道法に基づく事業計画の協議等において提出する書類の媒体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知します。

都道府県におかれでは、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本通知を周知いただくようお願いいたします。

なお、都市計画事業等の認可等において提出する申請書等の取扱については、別途、都市局都市計画課より同様の趣旨の通知がなされていることを申し添えます。

記

下水道法に基づく事業計画の協議及び届出において提出する、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第4条及び第17条の7並びに下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第2条の2及び第17条の13に規定する書類については、現行下水道法において、提出に当たっての媒体種別に関する特別の定めを設けていないため、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）」及び「国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）」の規定に基づき、紙媒体に依らず電子媒体による提出も可能である。

以上

各都道府県下水道主管部長 殿
各政令指定都市下水道主管局長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
流域管理官
(公印省略)

官民連携した浸水対策の手引き（案）の改訂について

今般、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」による下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）改正により、同法第25条の10から第25条の21において、民間事業者等が設置及び管理する雨水貯留浸透施設を対象とした雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度（以下「本制度」という。）が新規に創設され、当該部分について、令和3年11月1日に施行されたところ。本制度は、法第25条の2の浸水被害対策区域（排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして、公共下水道管理者である地方公共団体が条例で定める区域）を対象とし（※）、公共下水道管理者たる地方公共団体が、民間事業者等から申請のあった雨水貯留浸透施設整備計画の認定を行うことができるとされている。これに対応し、「官民連携した浸水対策の手引き（案）」を改訂したので、今後、これを参考に対応されたい。

（※）特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第2条第2項に規定する特定都市河川流域の区域を除く。

また、本制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設は、当該民間事業者等が設置する排水設備のうち雨水貯留浸透機能を有するものであるため、公共下水道管理者は、認定に当たり、当該施設が排水設備に係る基準に適合していることを確認することとなる。このため、今般、従来から市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考として送付している「標準下水道条例について」（昭和34年11月18日付厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号）を別途改正し、本制度による認定対象の雨水貯留浸透施設について、標準下水道条例における排水設備の事前確認対象の適用除外とすること等を内容とする改正をしたところ。具体的には「標準下水道条例の改正について（令和3年11月1日国水下企第59号）」を参照されたい。

なお、都道府県におかれでは、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）に対して周知いただくようお願いする。

国水下事第29号
令和3年11月1日

官民連携浸水対策下水道事業 実施要綱

各都道府県知事
各指定都市の長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長

官民連携浸水対策下水道事業実施要綱について

官民連携浸水対策下水道事業の交付に関して、「官民連携浸水対策下水道事業実施要綱」を別添のとおり定めたので、通知します。

なお、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対しても、貴職からこの旨周知方お願いします。

第1 通則

官民連携浸水対策下水道事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

官民連携浸水対策下水道事業は、下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の2に規定する浸水被害対策区域において、下水道法第25条の10第1項又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第11条第1項の規定に基づき認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の整備を推進することにより、浸水被害の防止を図ることを目的とする。

第3 定義

この要綱において、「官民連携浸水対策下水道事業」（以下「本事業」という。）とは、下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域において実施される以下のいずれかに該当する施設（以下「対象施設」という。）の整備事業とする。

- (1) 下水道法第25条の10第1項の規定に基づき公共下水道管理者の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設
- (2) 特定都市河川浸水被害対策法第11条第1項の規定に基づき都道府県知事等の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設

第4 事業主体

本事業の事業主体は、民間事業者等とする。

第5 事業計画の策定

事業主体は、公共下水道管理者と協議した上で事業計画を作成し、都道府県知事を経由して国土交通省水管理・国土保全局長に提出するものとする。

第6 国の補助

国は事業主体に対し、対象施設の整備に要する費用のうち、以下に定める率で補助することができる。

- (1) 第3（1）の場合、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第17条の6第1項に規定する率
- (2) 第3（2）の場合、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第5条第1項に規定する率
ただし、公共下水道管理者である地方公共団体が、対象施設の整備に要する費用のうち4

分の1を目安に負担する場合に限る。

第7 監督等

- (1) 國土交通大臣は都道府県に対し、國土交通大臣及び都道府県知事は市町村又は民間事業者等に対し、市町村長は民間事業者等に対し、それぞれその施行する本事業に関し、適正化法、その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告もしくは資料の提出を求め、又はその施行する本事業の促進を図るため、必要な勧告、助言もしくは援助をすることができる。
- (2) 國土交通大臣は都道府県に対し、國土交通大臣及び都道府県知事は市町村又は民間事業者等に対し、市町村長は民間事業者等に対し、それぞれその施行する本事業につき、本事業の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その本事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

第8 指導監督事務費

國は都道府県知事が行う市町村(特別区を含む。)及び民間事業者等に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督事務費を交付することができる。

都道府県下水道担当部長 殿

政令指定都市下水道担当局長 殿

(以上地方整備局等 下水道事業担当部長等経由)

國土交通省 水管理・國土保全局
下水道部 下水道事業課長

官民連携浸水対策下水道事業実施要綱の運用について

令和3年11月1日付國水下事第29号により、官民連携浸水対策下水道事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）について國土交通省水管理・國土保全局長より通知したところであるが、その運用について、下記のとおり定めるので、遺漏のないように取り計らわれたい。

なお、各都道府県におかれましては貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対して、この旨周知方よろしくお願いする。

記

1. 官民連携浸水対策下水道事業計画の内容

実施要綱の第5に定める事業計画には、以下の事項を記載することとする。

- (1) 事業実施場所
- (2) 整備目的
- (3) 費用負担割合
- (4) 事業費の年度計画

2. 事業計画を提出する際の添付書類

國土交通省水管理・國土保全局長に1. の事業計画を提出するに当たっては、以下の書類等を添付することとする。

- (1) 実施要綱の第3(1)に該当するものにあっては、下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10に規定する「雨水貯留浸透施設整備計画」及び下水道法第25条の12に規定する「認定の通知」を受けたことを証する書類等。
- (2) 実施要綱の第3(2)に該当するものにあっては、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第11条に規定する「雨水貯留浸透施設整備計画」及び特定都市河川浸水被害対策法第13条に規定する「認定の通知」を受けたことを証する書類等。

3. その他留意事項

公共下水道管理者は、民間事業者等から本事業の活用についての相談を受けたときは、あらかじめ、事業の円滑な執行を図る観点から國土交通省に報告するものとする。

〔記載例〕

事務連絡
令和3年11月4日

官民連携浸水対策下水道事業計画

(事業主体名:○○)

事業実施場所	○○市○○地区				
整備目的	本事業により、時間○○mmに対する浸水被害を防止することを目指す。				
費用負担割合	事業主体	国	○○市		
	○/○	1 / 2	○/○		
事業費の年度計画 (千円)					
施設名	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	計
○○貯留施設	5,000	10,000	10,000	10,000	35,000
○○浸透施設		2,500	5,000	5,000	12,500
計	5,000	12,500	15,000	15,000	47,500

備考

- 「事業実施場所」の欄には、施設を整備する浸水被害対策区域の地区名を記入する。
- 「事業費の年度計画」の欄には、整備する施設ごとに整備完了までの年割額（事業費）を記入する。

各都道府県下水道主管課長 殿
各政令指定都市下水道主管部長 殿
(地方整備局等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

「下水道BCPの見直し」の速やかな実施について

近年、全国各地で豪雨等による水害が頻発し、甚大な被害が発生しており、令和元年東日本台風において、下水道施設が浸水により機能停止するなどの被害が生じたことを受け、「下水道の施設浸水対策の推進について」(令和2年5月21日付け国水下事13号下水道事業課長通知)（以下、「課長通知」という。）を発出し、ハード・ソフトによる下水道の施設浸水対策の確実な実施をお願いしております。

「課長通知」では、「下水道BCP策定マニュアル2019年版（地震・津波、水害編）（令和2年3月改訂）」（以下「BCP策定マニュアル」という。）に基づき、令和2年度中に施設浸水対策を含む「下水道BCPの見直し」を行うとともに、被災時のリスクの高い下水道施設については、対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにした耐水化計画を令和3年度までに策定し、その内容に沿って順次耐水化を進めるようお願いしているところです。

しかしながら、令和3年5月10日付事務連絡「社会資本整備重点計画の指標等に関する調書の作成について（依頼）」により提出いただいた「耐水化計画及びBCPの策定状況に関する調書」を確認したところ、「下水道BCPの見直し」が完了していない下水道管理者が見受けられました。

つきましては、下記の留意事項を参照の上、課長通知による「下水道BCPの見直し」を完了されていない下水道管理者におかれましては、速やかに見直しを行っていただけますようお願いします。

なお、都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知いただくようお願いします。

記

1. 「下水道BCPの見直し」に関する留意事項

(1) BCPに記載するハード・ソフトの対策

課長通知では、「施設浸水対策を含むBCPの見直し」と記載しておりますが、BCPとしてハード・ソフトの対策を位置付けるものであり、ハード対策としてはBCP策定期において対応済みのハード対策及び今後のハード対策の予定（例えば、「処理場管理棟の耐震補強及び耐水化」等）を記載し、ソフト対策としてはハード対策として対応することができない代替策として、災害時の対応や事前対策等を記載するものです。

なお、「下水道BCPの見直し」は、耐水化計画の策定を待つことなく実施すべきものです。

別紙 下水道BCP策定マニュアルの主な改訂・追加項目

改訂・追加項目	改訂・追加のポイントと対応例
○水害発生時における事前対応	<ul style="list-style-type: none"> 警報・注意報の発表から水害発生までの対応について、優先実施業務に追加 降雨情報や被害情報などの情報収集体制の確立 雨水排水施設等の運転状況、停電に備えた下水道施設の燃料状況等の施設に関する情報の確認 排水ポンプ車の要請準備、設備業者との連絡体制確保等の水害発生に備えた事前準備等
○水害における被害想定	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定図等をもとに、水害時に機能停止の恐れのある施設を把握 土砂災害警戒区域等から管路施設についても被害の恐れがある区域を把握 補機類も含めて影響を確認（燃料備蓄施設、現場操作盤等）等
○機能停止時における関連業者等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 発災後の調査や早期の復旧に備え、民間業者等との協定の締結・見直しを実施 各種機器メーカー等との協力体制の確保 被害想定に基づき、必要最低限の機能確保、市街地での溢水防止に向けた対応手順の検討（簡易処理ルートの確保）等
○大規模停電に対する事前対策	<ul style="list-style-type: none"> 災害時において想定する停電時間の設定、燃料供給体制等の確保 施設の立地特性や停電時の影響の程度を踏まえ、発災後72時間の業務継続が可能となるよう検討 燃料供給業者との協定締結、燃料供給要請と円滑な情報共有体制の確保等
○必要なデータ、資機材の保管	<ul style="list-style-type: none"> 水害や停電に備えた各種データや資機材の保管を位置づけ 保管場所における想定浸水深の把握と保管場所・保管方法の見直し 管路台帳、施設台帳等の電子化、外部のデータ保管サービス等の活用 停電時に備え、バックアップ用として印刷製本等での保管等

※本表は「下水道BCP策定マニュアル2019年版（地震・津波、水害編）」の主な改訂・追加項目を示したものである

※本表は [\[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001362667.pdf\]](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001362667.pdf)掲載の表を纏集し作成

(2) 主な改訂・追加項目を踏ました下水道BCPの見直し

ソフト対策は、整備に長年の時間を要す耐水化等のハード対策とは異なり短時間で実施可能な有効な措置と考えられます。「BCP策定マニュアル」では、新たに下水道管理者自らが浸水想定区域図等を基に水害時に機能停止のおそれがある施設を把握し、水害発生時における被害想定に対する対応策や、災害時において想定する停電時間の設定、燃料供給体制等の確保といった大規模停電に対する対応策等を位置づけています。

これらを、別紙「下水道BCP策定マニュアルの主な改訂・追加項目」にまとめましたので参考として下さい。

なお、見直しされるBCPの内容や体裁等のレベル感は問わないものとし、各下水道管理者でご判断頂いて結構です。

2. 見直しの報告とヒアリングについて

見直しの状況を令和4年1月28日（金）までに別添様式により報告をお願いします。

また、本報告において上記期日までに「下水道BCPの見直し」を行うことができない、とする下水道管理者を有する都道府県に対しては、別途ヒアリングを行うこととしますので御協力をお願いします。

以上

事務連絡
令和3年11月11日

記

各都道府県 集落排水担当課長 殿
下水道担当課長 殿
廃棄物処理・浄化槽担当課長 殿

農林水産省 農村振興局 整備部 地域整備課 課長補佐
水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 課長補佐
国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐
環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 室長補佐

汚水処理施設の10年概成に向けたアクションプランの
点検・見直しについて（依頼）

汚水処理施設の整備については、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について（平成26年1月30日付、25農振第1853号、25水港第2573号、国水下事第50号、環廢対発第1401301号）」において、今後10年程度を目途に汚水処理施設の概成を目指した各種汚水処理施設の整備に関するアクションプランの策定等をお願いしたところです。

既に、全ての都道府県において、都道府県構想の見直しを実施していただき、市町村においては、策定したアクションプランに基づき汚水処理施設の整備が進められているところですが、令和3年度は10年概成の中間年度にあたることから、これまでの5年間の状況を振り返るとともに、今後5か年の汚水処理施設の整備計画について再確認を行う時機であると考えています。

つきましては、各都道府県におかれましては、引き続き管内の市町村の汚水処理の早期整備に向けた進捗管理を徹底いただくとともに、現時点でアクションプランに掲げた目標の達成が困難と考えられる市町村におかれましては、下記の通りアクションプランの見直しを実施頂くようお願いします。

なお、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知頂くようお願いします。

1. アクションプランの点検

平成28年度末から令和2年度末までの汚水処理人口普及率のデータから推計される令和8年度末の汚水処理人口普及率の予測値が、アクションプランで掲げた令和8年度末の目標値に達しない市町村については、別添調書①に従ってアクションプランの点検を行って下さい。

点検対象市町村の選定にあたっては、別添資料を参考として下さい。（これら以外の市町村を点検対象に加えることも可）

2. アクションプランの見直し

1.の結果、アクションプランで掲げた令和8年度末の汚水処理人口普及率の目標達成が困難と考えられる市町村については、アクションプランの見直しを行って頂くようお願いいたします。

アクションプランの見直しにあたっては、別紙「アクションプランの見直しのポイント」を踏まえてご対応下さい。見直しの内容については、別添調書②及び別添調書③への記入もあわせてお願いします。

3. 資料の作成、提出及び提出期日

1.によりアクションプランの点検を行った市町村については、都道府県で以下の資料をとりまとめの上、期日までに提出願います。

- 提出資料：別添調書①
- 提出期日：令和3年12月28日（火）

2.によりアクションプランの見直しを行った市町村については、都道府県で以下の資料をとりまとめの上、期日までに提出願います。

- 提出資料：(1)別添調書②
- (2)別添調書③
- (3)見直し後のアクションプラン
- 提出期日：令和4年12月28日（水）

4. 提出先及び問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課
事業マネジメント推進室 課長補佐 阿部 (abe-s85aa@mlit.go.jp)
研修員 排水 (kakemizu-s26f@mlit.go.jp)
(電話：03-5253-8431)

以上

◆アクションプランの見直しのポイント

- (1) 汚水処理施設の整備区域の設定・見直しにあたっては、最新の人口動向やまちづくりの状況、各種汚水処理施設の有する特性等を踏まえ、経済比較を基本としつつ、整備や運営を含め、時間軸等の観点を勘案すること。
 - (2) 今後5年間の事業量については、汚水処理の早期概成を目指し、これまでの5年間の汚水処理施設の整備状況（予算・普及率等）を踏まえた上で、適切に設定すること。
 - (3) 整備に長時間を要する地域については、既存の汚水処理施設の設置状況を勘案しつつ、早期に汚水処理が概成可能な手法を導入するなどの弾力的な対応を検討すること。
 - (4) 汚水処理の概成の加速化を図るため、集合処理区域（下水道区域等）にあたっては、国土交通省の国庫補助制度「下水道整備推進重点化事業（社会資本整備総合交付金）」等の活用を検討すること。個別処理区域（合併処理浄化槽等）にあたっては、汚水処理未普及人口解消の課題となっている単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、環境省の国庫助成（循環型社会形成推進交付金）の活用を検討すること。
 - (5) 令和2年4月に施行された改正浄化槽法において、浄化槽処理促進区域の指定制度や公共浄化槽制度等が創設されており、当該制度に基づく浄化槽整備の着実な実施について検討すること。

○○県
別添資料
〔別添条件〕
条件(1)、(2)の主に従事する市町村を記載する。
条件(1)：平成20年度末～平成22年度末(6年分)の当該市町村の常住人口普及率の伸び率から回帰直線で推定した令和8年度末値が5%未満である。
(◎)均点表示率(市町村)、[別添フリマ](#)
条件(2)：平成20年度末～令和2年度末(6年分)で当該市町村の常住人口普及率が5%に達したことがない。
(◎)均点表示率(市町村)
※平成20年度末～令和2年度末(6年分)の当該市町村の常住人口普及率の伸び率は要確認(前年度と比較して-5%以下)

※お読みください

1. 各都道府県におかれでは、本資料を参考として品種対象の市町村を選定ください。なお、非表示の市町村を点検対象に加えることも可
します。

2. 本資料に市町村が表示されていない都道府県は、条件(1)(2)に
該当する市町村が存在しないことを表しています。

3. 非表示の市町村を確認する際は、フルタ解説ください。

地 域 整 備 コ ー ド	都 道 府 県 名	都 道 府 県 コ ー ド	市 町 村	地 域 名	都 道 府 県 名	都 道 府 県 コ ー ド	地 域 整 備 コ ー ド
○△市	○○市	○○市	○○市	○○市	○○市	○○市	○△市
○○市	○○市	○○市	○○市	○○市	○○市	○○市	○○市
○○市	○○市	○○市	○○市	○○市	○○市	○○市	○○市

【アシヨン・ブランの点検】
 ●対象: H28年からR2木までの汚水処理人口普及率のデータから推計される令和8年度末の汚水処理人口普及率の予測値が、アシヨン・ブランで掲げた令和8年度末の目標値に届かない市町村。
 (これら以外の市町村は点検対象に加えること可)
 ●点検の主な観点:
 •現状のアシヨン・ブランにおいて人口減少の課題が適切に反映されているか、
 •汚水処理施設の整備は盈余比を基準としているか、
 •集合処理区域(下水道地域等)は適切に選定され、低コスト技術等の積極的な導入など早期整備手法の導入が検討されていて、どの程度が検討されているか、
 •個別処理(合併処理や化粧等)の配分が検討されているか、
 等を確認し、推進度・目標値の達成状況及び今後の見通しを記載。

現状の人口は、アシヨン・ブランで想定している人口よりも大きく減少しております。現状のアシヨン・ブランでは、下水道整備を行う区域として認定しているが、人口減少に伴い、浄化槽の方が経済的になっている区域があるため、見直しを行う必要があると考えています。
 低コスト技術の採用やPPP/PFI手法の導入については、検討はしておりましたが、導入できていないのが現状です。
 合併処理浄化槽の促進のため、単独処理浄化槽の管理者へ広報活動を行っておりますが、転換が進んでいないのが現状です。経済支援も併せて行う必要があると考えております。
 現状の人口は、概ねアシヨン・ブランで想定したとおりです。
 現状は○ボイントの乖離があり、アシヨン・ブラン策定時よりも人口・予算及び職員が減っていることから令和8年度に近づくにつれて乖離が大きくなる恐れがある。
 上のことからアシヨン・ブランの見直しを行います。

現状は○ボイントの乖離があり、アシヨン・ブラン策定時よりも人口・予算及び職員が減っていることからアシヨン・ブランの見直しを行います。

現状は、下水道クリックプロジェクトを積極的に採用することで低コスト化を図っています。また、下水道管路の面的整備における設計施工一括発注方式を〇年度よりモデル導入(DB方式)する予定です。
 従前から下水道クリックプロジェクトを実施するため経済支援を行っているがあまり活用されていないのが現状です。

現状は、■ボイントの乖離があるが、これは過去5か年の下水道工事に充てられた予算が少ないことが原因で生じたものと考える。今後、下水道工事に充てられる予算が増加することと、下水道管路の面的整備における設計施工一括発注方式(DB方式)を導入すること及び個別処理(合併処理浄化槽等)を促進するため経済支援の広報活動を積極的に行うことから、令和8年度末の目標は達成可能だと考える。
 上のことからアシヨン・ブランの見直しは不要と考えた。

別添資料①
アシヨン・ブランの見直しを実施するか否かの判断

○：実施や定期的・実施せず
 ×：実施せず

【アシヨン・ブランの見直しを実施するか否かの判断】
 見直しを実施するか否かの判断は、
 ○：実施や定期的・実施せず
 ×：実施せず

【アシヨン・ブランの見直しを行った、それが実施された場合の影響】
 これまでのところ、下水道クリックプロジェクトが実施され、低コスト技術等の導入など早期整備手法の導入が検討され、個別処理(合併処理や化粧等)の配分が検討されている。
 そのため、○年度で引継ぎ(令和8年度)を終えた後、(DB方式)にて予算を充てする。
 令和8年度の工事費を充てする。
 令和8年度の工事費を充てする。
 令和8年度の工事費を充てする。

別添資料②
アシヨン・ブランの見直しを実施するか否かの判断

○：実施や定期的・実施せず
 ×：実施せず

【アシヨン・ブランの見直しを行った、それが実施された場合の影響】
 これまでのところ、下水道クリックプロジェクトが実施され、低コスト技術等の導入など早期整備手法の導入が検討され、個別処理(合併処理や化粧等)の配分が検討されている。
 そのため、○年度で引継ぎ(令和8年度)を終えた後、(DB方式)にて予算を充てする。
 令和8年度の工事費を充てする。
 令和8年度の工事費を充てする。

○県×市 アクションプラン見直し結果

別添図書③

(1)今後の汚水処理人口普及率等の推定

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	アクションプランの目標達成年度 目標達成度
	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	【推定】H3末	【推定】H4末	【推定】H5末	【推定】H6末	【推定】H7末	【推定】H8末	(入力)
実績値(入力)												
①汚水処理人口(人)	#DIV/0!											
②汚水処理率(%)	#DIV/0!											
③汚水処理人口普及率	#DIV/0!											
④汚水処理人口(人)(①×②×③)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤新規人口(人)	#DIV/0!											
⑥汚水処理人口普及率	#DIV/0!											

1. H28末～R2末のデータについて
各年度の実績値を入力する。汚水処理人口普及率等は公表値と整合させること。

2. R3末～R8末のデータについて
各年度の推定値を入力する。

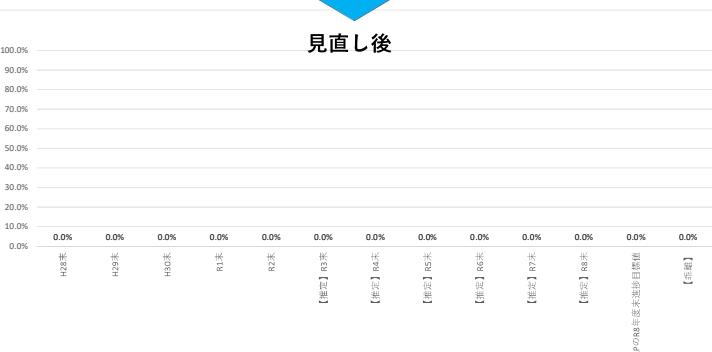
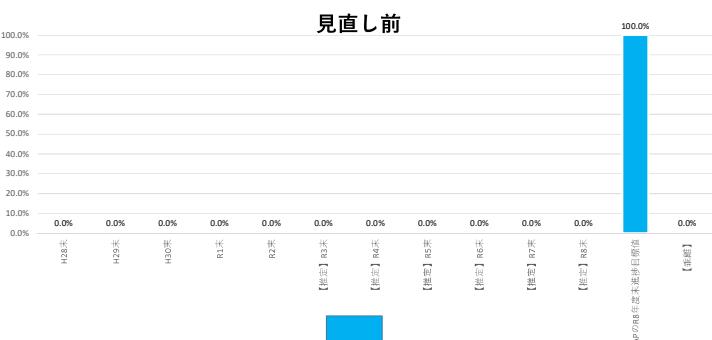
※ 追加項目等ある場合は適宜追加してよい。

(2)アクションプランの主要な変更点等を記載

変更箇所	概要
人口	
面積	
普及率	
汚水量	
事業費	
運営費	
その他	

※ 追加項目等ある場合は適宜追加してよい。

(3)汚水処理人口普及率の推移グラフの比較(見直し前、見直し後)



グラフデータ	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	APのR8年累計 実績登録目標値 【非算】
	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	【推定】H3末	【推定】H4末	【推定】H5末	【推定】H6末	【推定】H7末	【推定】H8末	(入力)
実績値(入力)												
都道府県・市町村名 ○県×市 見直し前	#DIV/0!	100.0%										
○県×市 見直し後	#DIV/0!											
※ 灰色: 実績値をもとに回帰直線で推定した汚水処理人口普及率(式が入っています)												
※ 水色: 実績値をもとに回帰直線で推定した汚水処理人口普及率(式が入っています)												
※ 黄色: (1)で見直した汚水処理人口普及率(式が入っています)												

事務連絡
令和3年11月22日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 課長補佐

官民連携浸水対策下水道事業で生じる地方公共団体の費用負担等について

令和3年度より、「官民連携浸水対策下水道事業」を創設し、浸水被害対策区域内において公共下水道管理者等の認定を受けた民間の雨水貯留浸透施設の整備に対し、公共下水道管理者である地方公共団体が費用の一部を負担する場合、国が民間事業者等に支援できるようになったところ、当該事業で生じる地方公共団体の費用は一般会計で負担いただくようお願いいたします。

また、当該事業において地方公共団体が負担する費用に対しては、地方負担額の5割について特別交付税措置を講ずることとしております。

都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしくお願いいたします。

各地方整備局等下水道担当課長 経由

〔各都道府県下水道担当課長
各政令指定都市下水道担当課長 殿〕

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

下水道法に基づく事業計画の策定に係る
環境大臣への意見聴取及び通知について（通知）

「令和3年の地方分権改革に関する提案募集」において、下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく事業計画の策定に係る国土交通大臣から環境大臣への意見聴取及び通知に関し、地方公共団体が作成する参考資料の簡素化について提案があったことを踏まえ、様式等の見直しを行ったことから、下記のとおり通知します。

記

- 1 公共下水道又は流域下水道の事業計画を定めるに当たり、国土交通大臣に協議又は届出を行う場合においては、下水道法第4条又は第25条の23の規定に基づき（但し、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第5条又は17条の9に定める場合を除く。）、保健衛生上の観点から国土交通大臣は環境大臣への意見聴取又は通知を行うこととなっている。これに関して、公共下水道管理者又は流域下水道管理者においては、従前のとおり事業計画協議申出書又は事業計画届出書を国土交通省へ提出する際に、別添参考資料を作成し、事業計画書及び下水道計画一般図の写しと併せて提出するよう、御協力いただくこと。
- 2 参考資料の様式については、別添参考資料1、2(A)及び2(B)とする。参考資料1及び2(A)は処理区ごと、参考資料2(B)については市町村ごとに作成いただくこと。また、参考資料の作成に当たっては、市町村及び都道府県のし尿処理担当部局と十分に調整を行っていただくこと。
- 3 「下水道法に基づく事業計画の策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知について」（平成24年3月27日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡）は、廃止する。

参考資料1

参考資料2(A) 終末処理場におけるし尿投入計画表

参考資料2(B) し尿処理計画表

参考資料 1

都道府県名	事業主体名	新規・変更の別	新規・変更・継続
-------	-------	---------	----------

策 定 年 月 日	既 計 画 内 容	変 更 計 画 内 容	処 理 区 名	処理区
処理区域面積	ha	ha		終末処理場フローシート (既)
終末処理場名				(変更)
終末処理場の位置				
排 除 方 式				
処 理 方 式				
処 理 人 口	人	人		汚泥処理フローシート (既)
1人1日最大汚水量	L/人・日	L/人・日		
1日最大汚水量	mg/L	mg/L		
流入水質 BOD				
SS	mg/L	mg/L		(変更)
放流水質 BOD				
SS	mg/L	mg/L		
施 行 年 次 管 渠	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月		汚泥性状 最終処分量
處理場	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月		処分方法及び処分先 処分先名称
処理開始年月	年 月	年 月		許可番号

(備考)

注) 1. 本表は終末処理場ごとに作成すること。

2. 新規計画策定の場合は、上欄の既計画、変更計画を合わせて一覧とし、新規計画内容を記入すること。

3. 汚泥性状欄は、汚泥を最終的に処分する際の性状を記入するものとする。

なお、他の終末処理場において処理する場合は、その終末処理場へ搬入される際の性状を記入すること。

参考資料 2

(A) 終末処理場におけるし尿投入計画表

終末処理場名 :

区分	単位	処理開始前年	処理開始年	計画終了年	全体計画終了年
		年度	年度	年度	年度
(1) 処理区域面積	ha				
(2) 処理区域内人口	人				
(3) 水洗化率	%				
(4) 水洗化人口 [(2)×(3)]	人				
(5) 未水洗化人口 [(2)-(4)]	人				
(6) 未水洗化人口相当し尿量	kL/日				
(7) 終末処理場処理能力 (水量)	m ³ /日				
(8) 終末処理場処理能力 (BOD負荷)	t-BOD/日				
(9) 終末処理場流入水量	m ³ /日				
(10) 終末処理場流入水量 (BOD負荷)	t-BOD/日				
(11) [(7)-(9)]	m ³ /日				
(12) [(8)-(10)]	t-BOD/日				
(13) し尿投入量	kL/日				
(14) し尿投入方法					

注) 1. 本表は終末処理場ごとにし尿処理担当部局と相互調整のうえ作成すること。

2. 人口は夜間人口で表すこと。

3. (6)未水洗化人口相当し尿量を算出するにあたっては、1人1日当たりのし尿量を1.35Lとして算出すること。

4. (14)し尿投入方法欄は、し尿投入を行わない計画にあっては、その理由を記入すること。

5. (1)処理区域面積、(2)処理区域内人口の処理区域は、下水道法第2条第8項に規定する区域をいう。

参考資料 2

(B) し尿処理計画表

(市町村名)

区分	単位	現況	処理開始前年	処理開始年	計画終了年	全体計画終了年
		年度	年度	年度	年度	年度
人口等	(1) 行政区域内人口	人				
	水洗化人口 処理区域内人口内訳	(2) 公共下水道によるもの	人			
		(3) し尿浄化槽によるもの	人			
	(4) 計画収集人口	人				
	(5) 自家処理人口	人				
要処理量	(6) くみ取りし尿量	kL/日				
	(7) 凝化槽汚泥量	kL/日				
	(8) 計[(6)+(7)]	kL/日				
(9) 市町村し尿処理担当部局の意見						

注) 本表はし尿処理担当部局と相互調整のうえ記入すること。